

「初期西部銀行業におけるドゥワイト一族」(II)

江 川 良 一

The Dwight Family and their Banking Business in the Early Days of the Western Frontier (2) by Ryoichi Egawa

SUMMARY

As it has already been discussed in Part I, the Dwight family, in spite of being members of the Whig, obtained the privilege of being a "Pet Banker" by successfully taking advantage of the Bank War. Then, what was their reaction as they had to face the transitional phase of Jackson's monetary policy as represented by the Federal Deposit Act and the Specie Circular? How did they manage through the depression which followed, and how did they lay foundation for the family's prosperity after the 1840's? These points being taken into consideration, a hypothesis about the developmental pattern of monopolistic capitalism in the East will be discussed and developed in this article. It is also the purpose of this article to investigate the influence of the family's activities always revolving around their private interests upon the economic society of the West.

[III]

1832年の大統領A・ジャクソンによる、再特許法案への拒否権発動と、翌'33年に発足した「ペット・バンク・システム」の施行などによって、第2合衆国銀行の命脈は、ほとんど尽きていたと云ってよい。事実、'36年にその特許期限が切れるとともに、このデモクラット最大のターゲットは消滅したのである。しかし、銀行闘争そのものがこの勝利によって終了したわけではない。硬貨論に立つデモクラット急進派は、新しい預金システムを統御しらる連邦財務省の権限を強め、それを通じて自らの望む通貨改革を実現しようとして、党内保守派との講を深めてゆかざるを得なかつた。またホイッグはホイッグで、敵陣営の内部抗争をいかに効果的に利用しらるかを計りつつ、速やかな反撃の機会をうかがっていたのである。したがつて、デモクラット政府にとっての第2段階の闘争は、この面倒な党内利害をどのように調整し、一旦獲得した新預金機構を、反対派の手からいかに安定的に防衛してゆくかという点にあらねばならなかつた。当然、急進派の志す通貨改革も、その範囲内で程合を見ながら進められるべきで、地域利害に基づく州権論思想との妥協も考慮せざるを得なかつたのである⁽¹⁾。闘争の第1段階から保守派デモクラットに同調することによって、今やホイッグでありながら「ペット・バンカー」の一角に加りえたドゥワイト一族は、この新たな政争をいかに利用し、その後の経済的変

動に、いかなる対応を示さんとしたのであろうか？

財務長官ロジャー・B・トーネイとその後任者リーヴァイ・ウッドベリらは、単純な硬貨論者ではなかった。彼らは財政上の健全性を脅すのは紙幣の発行そのものではなくて、その拡大超過に原因があると考えていた。したがって彼らは、傘下の各「ベット・バンク」に正貨保有高の増大を要求し⁽²⁾、小額紙幣発行を削減するよう圧力をかける一方⁽³⁾、'33年以後、死にもの狂いの合衆国銀行の報復的金融引締め策に対抗するため、健全な基礎に立つクレジットの、漸次の拡大を奨励しさえしたのである。連邦預金に対する利子支払いが要求されないという有利な条件に支えられて、各「ベット」への統制は比較的よくとれていたが、一般州法銀行に対する、各州の立法による間接統御の方法は⁽⁴⁾、決して満足のゆくものではなかった。この地方利害に基づく各州議会の非協力性が、このシステム最大の弱点となっていたことは否めないが、ともかく、政府の志向せる金融上の改革は、'36年半ばまでは徐々に実現の方向に向っていたと云ってよいであろう。それはまた、ドゥワイト系の地方銀行にとっても、比較的堅実な方針による経営発展の時期であったと見なされるべきであった。

この間、1833年から'36年にかけて、連邦政府の歳入は経常支出を超え、負債の大幅な減少と土地売却ブームとが、「ベット・バンク」における政府預金の急激な増加をもたらしていた⁽⁵⁾。その総額は'35年末で、すでに2,235万ドルに達していたのである。一方、財務省の手元に累積された連邦剩余金に対しては、内地改良ブームに湧く各州からの分配要求が次第に強まっていった。1836年は正に大統領選挙の年に当り、地方の要求に応えることは、両政党にとって、党勢拡張上最も有効な処置であると考えられ始めたのである⁽⁶⁾。かくして同年6月、財務長官L・ウッドベリの不安にもかかわらず、ハンリー・クレイに主導された連邦議会は、その剩余金を各州政府に分配することを可決している。いわゆる「連邦預金法（分配法）」の成立であった。

この法律は、さし当って政府の手元にあった500万ドル以上の剩余金を、年4回の分割払いにて、代議員数の割に応じて各州に分配供与するというものであり、その実施のために、各州ごとに少くとも1行の、政府預金銀行を選定することを財務省に要求していた。法の求めにより新たに付加された「ベット・バンク」には、在来のシステムには無かった幾つかの条件が指定されていた。すなわち、総預金額は払い込み資本の3/4以内に限定さるべきこと、通貨発行高の1/4以上の正貨保有の維持、正貨支払いの停止と5ドル以下の紙幣発行との禁止、政府預金に対する2%の利子支払いの義務……等々である⁽⁷⁾。これらの諸条件を充たし、増大する剩余金に対応するために、新たに追加指定された新預金所は同年末までに一挙に81行に増え、最終的には96行に達した。もはや、初期のようなデモクラット優先の政治的選択は不可能であった。各地で多くのホイッグ系の銀行がこの有利な指定を獲得し、この法の取締り規定の曖昧さともあいまって、財務省の統制力は弱まってゆかざるをえない。果して手形割引等の規定に触れぬ部分での利己的な貸出し拡大が各地で横行し、危惧された不健全なインフレ傾向を刺激し始めたのである。この「連邦預金法」はまさに、「勝利者の獲物」は公平に分配さるべきであるという、デモクラットのレトリックを逆手にとって、ジャクソンの金融政策の破壊を目論んだ、クレイ派のタイミングのよい反攻の手段であったと云ってよい。

前節で述べたごとく、すでに支配下のミシガン銀行によって、「ベット・バンカー」の1員に加って

いたドゥワイト一族が、さらにオハイオ州でイリー湖商業銀行とクリーヴランド銀行の2行をその列に加え得たのは、この法成立のお陰げであった。彼らはそのためにホイッグの政策を支持し、指定を得るためには、デモクラット要人の縁故を恃むという二股をかけたのである。L・ウッドベリが、その州には都合のよい味方の銀行が無かったために、止むをえず幾つかの「敵方の銀行」を指定せざるをえなかったと、苦々しげに告白したように⁽⁸⁾、圧倒的にホイッグ優勢の同州の事情が⁽⁹⁾、かえって一族に機会をもたらしたと云えるのであろう。彼らは商業銀行に、法の規定する最大限の連邦預金を獲得するために、'37年の初めに、特許限度の50万ドルまでの増資を敢行した⁽¹⁰⁾。その前後1年足らずの間が、西部における彼らの事業の最も輝かしい時期であり、東部との商業取引に、クリーヴランド周辺の土地投機にと、次々と貸出しを拡大していったのである。

この好況に手ひどい蹉跌をもたらしたのが、かの「正貨支払い令」であった。本来、「連邦預金法」による取締りそのものに難点があった上、各州の間接統制にまかせた、一般地方銀行への運営規制はほとんど無力であり、金融界の乱脈ぶりは次第に甚だしいものがあった。業を煮やしたA・ジャクソンは、「破滅的な銀行のクレジット拡大を抑えることによって、この国の健全な流通機構を守るために」と⁽¹¹⁾、翌7月、この行政命令を発したのである。これは公有地売却代金を正貨でのみ受取るよう、連邦土地局に命じただけのものであったが、たまたまイングランド銀行の緊縮政策と、貿易赤字による正貨の海外流出の時期と合致したために、深刻な事態を招くこととなった。西部における土地購入者達の硬貨要求が殺到し、他銀行の例と同様、ドゥワイトのミシガン銀行も同年10月、ニューヨークからとりあえず50万ドルの硬貨を融通せねばならなかつた⁽¹²⁾。しかし、前記のような国際的経済事情から、正貨は東部でも南部でも欠乏しつつあった。この応急処置がいつまでも続けられるはずがなかつたのである。商業銀行の出納長T・P・ハンディもまた、「連邦所有地購入のために日々に高まる異常な要求と、ニューヨークから滯りがちの硬貨の供給を受けるについての、我々の無力さのせいである…」⁽¹³⁾、法が要求する正貨：発行高の比率1：4を、維持することの不可能さを認めざるを得なかつた。紙幣の大幅な額面割れが生じ、銀行の支払い能力に対する公的信用の低下と、銀行家相互の信用の崩壊現象が現われ始めたのも、異とするに当らない。

銀行がすでに逼迫にあついていたこの時期にとられた一連の財務省の動きは、各「ベット・バンク」をさらに窮地に追い詰め、翌'37年春の全般的なハニック到来に、重要な役割をはたす結果となつたといえよう。その一つは、「連邦預金法」を忠実に解釈したL・ウッドベリが、この窮迫の時期にもかかわらず、各州への連邦剩余金の分割払いを、予定通り強行しようとしたことである。商業銀行はこの年の1月に、オハイオ州に支払うべき17万ドルの支出を割当てられていた。幸なことにこの時は州議会の好意的な計らいによって、総額の内、正貨による支払いは僅か200ドルで済ませて貰うことが出来⁽¹⁴⁾、辛うじて第1の危機を乗り越え得たのであった。

しかし同年3月には、公有地売却と海外貿易業務の不調が原因で、第1四半期の政府収入が減少し、事態を過大視した財務省は、各「ベット・バンク」から総計約2,000万ドルの預金を引上げねばならなかつた⁽¹⁵⁾。この額は各銀行が、それまでの半年間に連邦預金として受取った額以上のものであり、この第2のプレッシャーは痛烈な打撃となつた。ドゥワイト関係の諸銀行も、この大量の財務省手形に応

じることで、東部での償還利益を甚だしく消耗させられている。ミシガン銀行のごときはその手形に応じ切れぬため、州デモクラットのジョン・ノーベルらの敵意を受けて、告訴されかねない情勢に陥ったし⁽¹⁶⁾、商業銀行にしても、貸出し拡大のまさに頂点にあった時期に、政府預金は前年度の2/5以下に減少し、手持ちの正貨は法が定める保有率を大きく割っていたのである⁽¹⁷⁾。本格的なハイックの最中、全土いずれの銀行にとっても、拡大されすぎた貸出しが事実上回収不能となり、5月には、東部より始った正貨支払い停止の措置が忽ち西部にも波及した。もちろん、上記のようなドゥワイト支配下の諸銀行も、例外ではありえなかつたのである。

正貨支払い停止の行為は、明らかに「連邦預金法」の条項に抵触するものであった。全「ハット」中、5行以外の銀行が全て違反失格を通告され、政府預金所としての任を解かれたのは当然の結果であろう。ここにおいて、ジャクソンの企てた「ハット・システム」は事実上崩壊し、ヴァン・ビューレンの提唱する「独立国庫制度」へ向けて、大きな転換が進行しようとするのである⁽¹⁸⁾。硬貨論に基づくこの転換は、銀行業そのものの旨味を損うものと見られ、これまでどうにか保守派デモクラットを好みに歩調を合せて来た、多くの金融業者や企業家達を、ジャクソン連合から離反させる傾向を生じた。すでに「ハット・バンカー」たる資格を剥奪され、L・ウッドベリーから告訴の脅しをもって支払いを強要されるに至ったドゥワイト一党もまた、その後の対政府交渉のためのデモクラット・ルートを残しつつも、次第に本来のホイッグ的立場に回帰しつゝあったのである。そのことは、この'37年の州知事選挙戦に、ミシガン銀行の出納長C・C・トゥロウブリッジが、ホイッグの候補として打って出た事実、この不況は「連邦政府の犯した、恣意的かつ違憲的な一連の立法によって惹起された…」と非難した⁽¹⁹⁾、その反政府的な演説内容などからも明らかであろう。このようにして、ドゥワイト一族とデモクラットとの蜜月の時期は終了した。とは云え、彼らの経営を圧迫する未曾有の不況が終ったわけではなかった。'40年代初めまで続くこの長期の不況の中で、彼らは次にどのような手段を弄して、自らを防衛せんとするのであろうか？次節においては、一門の西部銀行業からの巧妙な撤退ぶりを追ってみたいと思う。

(註)

- (1) Harry N. Scheiber, The Pet Banks in Jacksonian Politics and Finance, 1833-1841. (Journal of Economic History, Vol.23, June, 1963. P.200.) 以下、The Pet Banks. と略記する。——銀行闘争は、第2合衆国銀行に対抗した地方独自支配的な州法銀行が、金融上の主戦力となっていた関係上、その当初より州権論的傾向が随所に見受けられた点は、第1部にも記した通りである。
- (2) 全連邦預金銀行の通貨発行高に対する正貨保有高は次の通りで、この期間は常に、1/3以上を確保し、運営は健全であった。

	'34年（1月）	'35年（1月）	'36年（2月）
正貨保有高	292万ドル	686万ドル	1,020万ドル
通貨発行高	780 ツ	1,552 ツ	2,624 ツ

House Executive Documents, 25th Cong., 3d Sess. 1839, No. 66. (from Ibid., p. 202, Table 2.)

- (3) Ibid., p. 201.

1835年4月には、財務省が単独で5ドル以下の紙幣の役人による受取りを禁じ、「36年4月には、国会が10ドル以下の銀行券による政府支払いを禁じた。

- (4) Charles G. Sellers, Jr., James K. Polk, Jacksonian, 1795-1843. 1957. pp. 225~226.

1834年4月、R・B・トーネイは紙幣制度に関する改革案を国会立法で制定するよう要求したが、一般州法銀行に対しては、「各州議会が、州の流通面に望ましい変化を助長するに必要な制限を、州内各銀行に課すべきである」と提案している。

- (5) 連邦財政の情況は次の如くであった。

	1833年	1834年	1835年	1836年
歳 入	3,395万ドル	2,179万ドル	3,543万ドル	5,083万ドル
歳 出	2,302 "	1,863 "	1,757 "	3,087 "
末 払 い 負 債	701 "	476 "	4 "	4 "

U. S. Census Bureau, Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1957. 1960. P. 711.

- (6) Glyndon G. Van Deusen, The Jacksonian Era. 1828-1848. 1959. P. 107.

- (7) H. N. Scheiber, Op. Cit., The Pet Banks. P. 203.

- (8) Frank Otto Gatell, Spoils of the Bank War : Political Bias in the Selection of the Pet Banks. (American Historical Review, Vol.70, 1964. P. 36. ——以下, Spoils. と略記する。)

- (9) 連邦預金法施行以後、オハイオ州には7ヶ所に政府預金所が指定されたが、コロンバスの「クリントン銀行」を除き、他の6行の理事は圧倒的にホイッグであった。

- (10) H. N. Scheiber, The Commercial Bank of Lake Erie, 1831-1843. (Business History Review, XL, Spring, 1966. p. 57.) ——以下, The Commercial Bank, と略記する。

- (11) Circular reprinted, in Reports of Secretary of the Treasury of the United States, III, 1837. (Op. Cit., The Pet Banks. P. 206.)

- (12) Bray Hammond, Banks and Politics in the United States from the Revolution to the Civil War. 1957. P. 456.

- (13) H. N. Scheiber, Op. Cit., The Commercial Bank. P. 58.

- (14) Ibid., P. 58.

- (15) 1837年の歳入は2,495万ドル、歳出3,724万ドル、不足額1,229万ドルであったが、急激な減収を誇大視した政府は、不足分以上の額を引き上げたのである。

Historical Statistics of the U. S., Op. Cit., P. 711.

- (16) Frank O. Gatell, Op. Cit., Spoils. P. 56.

付言すれば、ジョン・ノーブルはデトロイトの郵政局長であり、ドゥワイト家の競争相手たる同市の今1つの「ヘッド」、労農銀行の関係者であった。この銀行はまた、「オルバニー・リージョンライ」の支配下にあったことから、敵意の源は明瞭である。

- (17) H. N. Scheiber, Op. Cit., The Commercial Bank. P. 59.

1836年12月-38年1月間の同銀行のバランス・シート項目（同頁のTable 2.）より。

- (18) Bray Hammond, Op. Cit., pp. 542~543.

1840年7月、財務省分局法(Sub-Treasury Act)が制定され、私的銀行システムの全くの枠外で政府会計を処理する、独立国庫機関が作り出された。これは1841年、ホイッグ政権誕生と共に廃止された。

- (19) Floyd B. Streeter, Political Parties in Michigan, 1837-1860. Lansing, 1918. P. 18.

[IV]

1837年の夏以降の逼迫した銀行事情の中で、ドゥワイト一族が最も心をくだいたのは、倒産の危機に直面していたミシガン銀行の防衛についてであった。彼らは前記の財務省手形に応え、告訴という最悪の事態を回避するため、能う限りの努力を払ったのである。そのために、州内モンロー市におけ

る「リバー・レーズン銀行」の収益を全て売り払いもしたし、それ自体の貸付金を回収して、資産を整理し直そうともしていた。しかし、その貸付けの大部分は、パニックによって事実上無価値なものとなつた、不動産ないしは個人的保証に対するものであったから、さして効果が上らなかつたのは当然である。財務省に支払いの猶予を求めるにしても、連邦議会のミシガン代表は全てデモクラットであり、同年の州知事選挙戦などを通じて党派的立場の違いが明確化した時点では、ワシントンでの援助を期待するのは困難であった。苦境に立つた一族は、やむなく、その妻サラの死後、「ドゥワイト財閥およびその事業との最後の関係を断つた」⁽¹⁾と考えられていた、マサチューセッツ・デモクラットの要人ジョージ・バンクロフトに、再び助力を乞うたのであった。

当時バンクロフトとその一党は、この不況を政府金融政策失敗の責任と決めつける、同州ホイッグの攻勢に苦しめられていた。硬貨論を廻るデモクラットの内部分裂も表面化しており、ヴァン・ビューレン路線に立つ彼は、硬貨論と独立国庫制推進の旗印の下に、州内ジャクソン戦線を整理統合することに、全力を傾けている最中だったのである⁽²⁾。それでは、このようなバンクロフトが、いわば政敵ともいえるドゥワイト一族のために、何故に力を貸そうとしたのであろうか？ 一見矛盾とも思えるこの行為について少しく考察を加えておきたい。

その1つの理由として、H·N·シャイバーが主張する個人的理由、すなわち己が子供達に渡るべきミシガン銀行関係のサラの遺産分、約2万ドルを守るという直截的な目的——も当然無視はできない⁽³⁾。しかし、第1部でも述べた当時の彼の政治的信条や、その後の行動から推察すると、彼がこの事件を同銀行一個の問題としてではなく、同様の苦境に立たされていた、多くの元連邦預金所全般の存亡にかかわるものとして把握し、彼自身の政治目的推進の1つの手掛りとして、その解決に取組んでいったと考える方が自然であろう。現実に全国的な倒産の続出は、アメリカ銀行業そのものに壊滅的打撃を与えたつあり、政府財政の急傾斜を危ぶむ声は其処此処にあがっていた。すでにジャクソン戦線的立場からの企業家層の脱落が目立ち始め、ホイッグによる、合衆国銀行再建の動きすら出はじめていたのである。その逆行を防ぎ、ヴァン・ビューレンが計画中であった、「独立国庫制」への円滑な移行を実現するためには、多少の異質さを内包するとしても、従来の協力的連合勢力との絆は、出来る限り維持されねばならない。バンクロフトが、「政府に最大限の誠実さをもって行動せんとして来た企業家達には、…寛大な処置をとるべきである」⁽⁴⁾と主張して、一群の同志とともに、まず旧政府預金所全体のための、公的救助措置を求めて奔走したのはこのためであった。この'37～'38年の段階においては、かつての盟友ドゥワイト一族との間の、銀行問題に関する見解の一一致という幻想が、依然としてバンクロフトの意識に作用していたであろうことは、その後の彼の書簡などからも明らかである⁽⁵⁾。

彼らの努力が実って、1837年10月、連邦議会は「銀行救済法」を可決した。この法の眼目は2つの要点にまとめられよう。すなわちその第1は、「連邦預金法」が約束した各州への剩余金分割払いの条件の緩和であり、第2は、「ハット」資格を失った各銀行から、可能な限り急速に政府預金を引上げるについての考慮条項であった。前者については、4回の分割払い中、未払いの第3次支払い分（'37年8月）を硬貨にこだわらず、いかなる銀行の発行紙幣でも等価で受取ることを認め、第4次支払い分（同年12月）は当分延期するものとされた。また後者に関する内容は、各銀行が保有する一般の預金を担

保に、政府に対する負債を、'38年7月から1年内に3回均等分割払い返済させようとするものであった⁽⁶⁾。

この法の適用によって、ミシガン銀行は約50万ドル強の連邦預金を、一時に引き上げられるという痛手からはともかくもまぬがれ、'38年を通じて、その経営縮少・資産整理の面で一息つく余裕を与えられたのである。状況はどの銀行にとっても同様であった。J・Q・アダムスを中心とするホイッグ議員達は、守勢に廻ったデモクラットが、西部・南部の諸州において選挙得票を確保するため、御機嫌取りの手段であるとしてこの法を非難したけれども、この措置はそのような近視眼的党略以上に、アメリカ金融界の一層の荒廃を避けるために、さし当って必要な対策であったと云つてよい。ハンリー・ドゥワイトはこの立法を喜び、「君は私の期待以上の成功を収めてくれた。…君がミシガン州から派遣された誰よりも、中央政界において有能な友人であることは明らかである」と、バンクロフトを賞讃している⁽⁷⁾。彼らはこの場合もまた本性を糊塗し、デモクラット寄りの擬態をとることによって、1つの急場を凌いだのであった。

しかし、打ち続くな況の前には折角の法的救済も効果は一時的で、ミシガン銀行はたちまち窮迫することとなった。'38年7月の政府への第1期返済用の約17万ドルは、予定通り支払うことが出来たものの、'39年1月の、第2期分割払い分の現金調達の見込みは全く立っていないかったのである⁽⁸⁾。「銀行救済法」の本来の目的からすれば、その法の適用企業の倒産は極力避けべきであり、末返済の政府預金は、どのような手段を講じても確実に回収されるべきであった。この立法に当初から関与して来たバンクロフトとしては、立場上この段階でミシガン銀行の破滅を黙認し、財務省にまで末回収分の損失を押付けるわけにはゆかなかったであろうことは、容易に推察されうる。結局彼は、後年ドゥワイト一族との係り合いを後悔するに至るまで、同銀行防衛に深くのめり込んでゆくことになるのである。

「(第2期返済分を)…銀行は支払うことが出来ず、保証人も支払えない。ミシガンにおけるどれ程の財産に強制執行を課すとしても、政府は希望する現金を取立て得ないであろう。銀行は時間を必要としている。現金を調達しうる時間を…」⁽⁹⁾といふハンリーの切なる要請に応えて、'38年12月、バンクロフトはボストンでウッドベリ長官と会見した。銀行にとって無理のたい方法で返済を続けさせることで両者の意見は一致し、銀行は'39年1月返済分約17万ドルを、毎月1.5万ドルの割合で、同年一杯かけて分割納入すればよいこととなつた⁽¹⁰⁾。しかし、同年7月には、さらに同額の第3期支払いの期限が待ち構えており、当然のことながら銀行側に成算のあろうはずはない。バンクロフトは再度ウッドベリに交渉し、今回もまた、第2期分と同じ扱いを継続採用するよう、進言する他はなかつたのである。この結果ミシガン銀行は、累積利子を含む全政府負債が完済される'41年2月まで、月ごとの支払いを続けねばならなかつたのである。このことは債権者たる財務省の側から見れば、「銀行救済法」の枠を遙かに超えて、非常に長い時間的猶予を認めた甚だしい特典であったと云えよう。それだけにバンクロフトは、これらの結論を導き出すまで、否、その協定が実施に移された後でさえ、救済法に基づく支払い不履行を理由に、事あるごとに告訴に踏み切ろうとする財務省付き法務官を説得するのに、執拗な交渉を繰り返さざるをえたかった⁽¹¹⁾。幸い、「ハット・システム」崩壊後の連邦財政の損失を、最少限の被害に食い止めたいとする財務省側の事情と⁽¹²⁾、党に対するバンクロフト個人の影響力

とによって、連邦に対する負債に関する限り、ミシガン銀行は破滅をまぬがれえたのである。

この間のドゥワイト一族の振舞いは、彼らの本質を知る上で注目に値すると云えよう。1838年12月、彼らは第2期分割払いに応ずる一応の対策として、ミシガン銀行に前貸金20万ドルを融資することを決めた。その担保として一族は、同銀行の保有する22万ドル相当の抵当物件と債券類を自己の物とし、新たな運営会社に移管しているのである⁽¹³⁾。これらの資産は'40年代半に不況が回復するとともに、莫大な価値を有するものとなることは、当然見越されていたに違いない。このようにしてドゥワイト家は、不況時のミシガン地方の土着企業家達の苦境に乗じてその資産を奪い、まんまと西部における投機に成功したといえるのである。この一族の自家利益拡大のためにする地元企業家に対する冷淡さは、オハイオにおいても同様であった。彼らは'37年のハニックの最中、商業銀行から現金配当を強要してその財源を枯渇させ、しかも未決済のローン回収用にとの条件を無視して、その配当金を平然とミシガン銀行救済用に振り向けたり、'41年には、同じ都合から勝手に多量の持株を引き上げて、商業銀行に致命的打撃を与えたりしている。それにもかかわらず、彼らは厚顔にもオハイオの理事達に、地元商人達に対する貸金取り立ての手温さを訴えていた。

「…我々は全ての関係者の利益と安全のために、かくあるべしとの信念に従って、可能な限り速やかに割引手形を回収しローンを縮少しつつある。おそらく貴方はそれでも不足だと思っているに違いない。しかし私の信念は、より以上の強制的措置は、強化するよりもむしろ弱められるべきだ…ということである⁽¹⁴⁾。」

このウィリアム・ドゥワイト宛の頭取レオナード・ケイスの書簡は、地域的利害に立つ商業銀行が、これ以上地元の負債者を締めつけることへの不本意さを示しており、自己利益優先のドゥワイト一族との、明らかな対立を予測させるのである。

バンクロフトは、有利であることから始った政府預金所という地位が、結局は銀行に災厄をもたらしたことをある程度認めてはいたが⁽¹⁵⁾、ドゥワイト一族の無計画な貸出し拡大や、不況の原因を全てデモクラットの金融政策の責任に転嫁しての、身勝手な遣り口を決して容認してはいかなかったのである。

「ハリソンの選出は、オハイオとミシガンにおけるわが友人達の判断を、ますます不穏なものにするであろう。…彼らは今回のトラブルの原因が、投機業者達への超過貸出しにあることを認めようとしたい。そして彼らの自己愛が、それはすべて邪悪なロコフォロの責任であったと云わせている⁽¹⁶⁾。」

1840年11月、同じウィリアムに宛てたこのバンクロフトの書簡は、判然と一門への不信を表明した一例と云えよう。両者間の亀裂は次第に増大し、漸く彼はドゥワイトとの係り合いを後悔し始めていた。しかも彼が困難なロビイングによって、連邦に対する負債から救ってやったミシガン銀行は、彼の活躍の甲斐もなく、地元の州債券に応ずる能力を失なって、1841年8月、あえなく倒産した。それまでの彼の数々の協力に対する評価の低さと、業務上の扱いの冷淡さとによって、両者の間柄はこの時点で、決定的に分裂したと云ってよい⁽¹⁷⁾。この年、すでに政権はW・H・ハリソン、およびジョン・タイラー両大統領の下にホイッグの手に移り、かの「独立国庫制度」も廃止されていた。その面での利

用価値を失ったバンクロフトを切り捨てるのに、ドゥワイトはほとんど痛みを感じる必要がなかったのであろう。

一方翌'42年2月、デモクラット急進派のリードするオハイオ州議会が、「州銀行業法」なるものを可決している。これは1年間に30日以上正貨支払いを停止する銀行の特許取消しを定めたもので、すでに追い詰められていた商業銀行の、運命を決する力を有していた⁽¹⁸⁾。丁度この年をもって特許期限の切れる同銀行は、更新の見込みのないまま、直ちに州裁判所の命ずる特別委員会の管理下におかれ、長年の業務を終了するに至ったのである。その清算の結果、各株主は投資額の60%の現金と、不動産と抵当物件の内金とを受取った。分配された不動産は、クリーヴランド市街の最上の十地区画が多く、大株主であったドゥワイト一族は、損をするどころか此処でもまた、'40年代の大きな投機利益の元を摑んだのであった⁽¹⁹⁾。

このミシガンとオハイオにおける主力銀行の倒産によって、一門の西部における初期銀行業の大部分は、略々終了したと考えてよいであろう。第1部で述べたこの業界への進出ぶりと、ここに見る撤退ぶりとは、正にドゥワイト一族の目はしの早さとしたかさの表現であった。無限の可能性を秘めた内陸開発時代の西部という、絶好の時と場所を選び、混沌状態の中では最も旨味のある金融業という手段を弄し、政敵の政策と人的関係を利用しつくして、まんまと自家の資本的拡大に成功しているのである。その見事なまでに自己本位的な行動は、彼らの周囲に在った地域社会やその人々にとっては、一体どのような意味を残したと云えるのであろうか？次の「むすび」においては、その点を要約してまとめてみることにしたい。

(註)

- (1) Russel B. Nye, George Bancroft : Brahmin Rebel. 1944. p. 113.
- (2) この時期のマサチューセッツ州の政治的対立、バンクロフトの活躍等に関しては、拙稿、「マサチューセッツ州におけるジャクソン運動」、史林、51巻3号、1968. P. 73参照。
- (3) H.N.Scheiber, Memoranda and Documents, A Jacksonian as Banker and Lobbyist : New Light on George Bancroft. (New England Quarterly, XXXVII, 1964. P. 370. P. 372.)
- (4) George Bancroft, Letter to Levi Woodbury, June.1, 1839. in Papers of G.Bancroft, Regional History Collection, Cornell University Library. (H.N.Scheiber, G.Bancroft and the Bank of Michigan, 1837-1841. in Michigan History, XLIV, March, 1960. pp. 86~87.)
- 以後のバンクロフト関係の書簡類は、1908年にM・A・ドゥウォルフ・ハウが編集公刊したもの以後に、末編集のまま研究者のみに公開された新資料である。本稿ではシャイバーの3論文と2編の資料紹介から引用している。それらに限り以後、Bancroft Papers in Cornell.と略記する。
- (5) Letter to Edmund Dwight, Dec.8, 1840. Bancroft Papers in Cornell.
- この文中彼は次のように記している。「'38年の末頃まで、君は私と親しかった。君は私の心を捉え、満足し、自律的で、私の仕事から遠去かるのを嫌がっているように見え、私は幸であった…。」
- (6) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Pet Banks, p. 210.
- (7) Henry Dwight, Letter to G. Bancroft, Oct. 21, 1837. Bancroft Papers in Cornell.

- (8) H. N. Scheiber, Op. Cit., The Bank of Michigan. p. 85.
 (9) Henry Dwight, Letter to G. Bancroft, Dec. 10, 1838. Bancroft Papers in Cornell.
 (10) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Bank of Michigan. p. 85.
 (11) Ibid., pp. 87~88.

1839年6月、長官ウッドベリはこの条件を認めたが、自分の見解を法務官に押しつけることを決っていた。幸い法務官はバンクロフトの親友ヘンリー・ギルビンであったので、直接交渉に乗り出し、苦闘の末一応の目的を達したのである。しかし、H・ギルビンが法務長官に転出するや、後任のマシュー・バーチャードは在来の口約束を認めず、彼を納得させるのに、それまで以上の面倒を費したのである。

- (12) 1839年1月現在、未回収の連邦預金総額は247万ドルであり、ほとんどが西部・南部の6州に集中されていた。その中でも単独で約34万ドルを抱えていたミシガン銀行、およびそれを含むトゥワイト系諸銀行の扱いは財務省にとって最も慎重を要する問題であったのは当然である。なお、政府のあらゆる努力にもかかわらず、'41年2月の財務省の最終清算では、約40万ドルが未回復のまま終わっている。(from Op. Cit., House Executive Documents, etc.)

- (13) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Bank of Michigan. p. 85.
 (14) Leonard Case, Letter to William Dwight, March. 8, 1838. (Op. Cit., The Commercial Bank, p. 60.)
 (15) G. Bancroft, Letter to L. Woodbury, Jun. 1, 1839. Bancroft Papers in Cornell.
 (16) G.Bancroft, Letter to W. Dwight, Nov. 10, 1840. Ibid.
 (17) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Bank of Michigan. p. 89.

彼の長年の協力に対する報酬は僅か500ドルと査定され、憤慨したバンクロフトは、ボストンの法律家を中心に立てて法的に争った程である。しかし一族を通してミシガンの抵当権に投資したことから生じた負債が残り、トゥワイトは彼にとって債権者として臨むようになってしまった。

- (18) T.P.Handy, Letter to G.Bancroft, Dec. 24, 1841, Bancroft Papers in Mass. Historical Society. (Op. Cit., The Commercial Bank, P. 61.) 当時同銀行は通貨発行高133,438ドルに対し、正貨保有高は僅か872ドルであり、とても州法に耐えうる状態ではなかった。
 (19) Ibid., p. 61.

[む す び]

これまで本稿においては、トゥワイト一族の西部における銀行業展開の一部始終を、大きく4つの時期に別けて考察してきた。そしてその全時期を通じて、彼らの窮屈の目的が私的利潤拡大にのみおかれて、銀行経営は結局、その目的実現のために選ばれた、都合のよい手段にすぎなかつたことが、略々明瞭になったように思う。当時の比較的短期な特許期限によって制約された州法銀行という形式が、彼らをして気軽に利用させ、またメリットなしと見れば、割合簡単に手を引かせてしまった大きな原因と云ってよい。政治的節操を無視し、公共社会への責任を軽んじることになつても、利用しうるものは貧欲に利用しようといふのが一貫した姿勢であり、それはまた、東部進出資本一般の共通した態度でもあったのである。N. ビドルが J. スイフトを引用してそれを評した詞、「貨幣はホイッグでもトーリーでもない」という一語が全てを物語っていた¹⁹。

第1部で述べたように、いち早く五大湖沿岸地帯に進出し、地方金融界の独占支配を企て始めた第1期の末頃から、トゥワイト一族は、ジャクソン政権下に展開された銀行闘争に、嫌応なしに巻き込まれることとなつた。彼らの時勢に対応してゆく明敏さは、すでにこの時から存分に發揮されていたと言える。彼らはいわゆる「ロモン・マン台頭期」のヒーローとも云うべき、この反特權闘争に巧みに同調することによって、自己の金権体質への非難をかわし、単独では手の施しようのなかつた、圧倒的な競争相手打倒に成功したのであった。分類上第2期に当るこの段階に入るや、彼らは明らかに本

イッグ系の経営陣を擁したまま⁽²⁾、恰もデモクラットの一翼を担うが如き姿勢をとり、抜け目なく「勝利者の獲物」の分け前を要求したのである。

ホイッグの政治的反撃として、本来の「ペット・システム」をねじ曲げ、ジャクソンに苦汁を味わせる結果となった第3期の「連邦預金法」も⁽³⁾、ドゥワイトにとってはただ有利な特権獲得の機会であり、以前の合衆国銀行に替って、地方の金融支配の驥足を伸ばすチャンスに過ぎなかった。「ペット・バンカー」としての有利性の続く限り、政治上の立場にこだわる気は全く持ち合せなかつたと見てよいであろう。彼らは敵対する2大政党の政治家達を共に利用することによって、西部銀行業における彼らの最良の日々を迎えたのであった。

しかし、間もなく'37年の不況が到来する。正貨支払い停止行為によって、政府預金所たる地位を失なってからの第4期には、デモクラット離れの政治姿勢は漸く明らかになりつつあったが、地域社会や支配銀行そのものに対する道義的責任感覚の欠如ぶりは、ますます露骨さを加えていったのである。すなわち彼らは、この時期に銀行が陥った苦境の責任を専ら政府の硬貨論政策による一連の立法と、地元理事達のローン回収上の不手際のせいに帰し、それに先立つ時期の、自らの指令による不健全な貸出し超過政策の責任を⁽⁴⁾、徹底的に他に転嫁せんとした。そのゆえに彼らは、バンクロフトを利用して最後まで財務省に譲歩を迫りもしたし、業務終了時の清算に当っては、地元資本家の弱味に乗ずる形で莫大な資産を奪いもしたのである。

以上のようなドゥワイト一族の行為を、当時のジャクソン時代という歴史的視野の中に位置づけようとするならば、それはかのB.ハモンドのシニカルな疑問にもかかわらず⁽⁵⁾、やはりジャクソニアンの1員としては分類し難いものがあるようと思われる。なぜなら、銀行闘争の過程において、彼らが如何に度々デモクラット的擬態を示したとしても、それはあくまで一時の自己都合的要によるものであり、特権的独占そのものの廃棄を願った民主主義運動とは全く無縁のものだったからである。それどころか、家門の資本的拡大を最優先綱領として他の犠牲を顧りみない常套手段こそ、バンクロフトが常々攻撃した、「富のアリストクラシーを夢み、…マンモン(拝金主義の悪魔)の聖地を崇拜する—⁽⁶⁾」ホイッグの金権体質そのものであった。だからこそ彼らは、不利な硬貨政策の施行とともにあっさりデモクラットを見限り、抜け目なく闘争の成果だけを刈り取って、本来の陣営に復帰したのである。本質的には、その当初からのホイッグの仲間であったと見なされて然るべきであろう。このような性格と強大な資本力を擁したドゥワイト一族が、初期の相対的に未熟な地方銀行を好むままに操った結果、当時の北西部経済社会は、一体どのような利害得失を与えられたと評価さるべきであろうか？ 最後にその点を取りまとめて結びとしたい。

一族はまずこの未整備な内部機構を最大限に活用したと云ってよい。地元利害を代弁するべき、しかし「多分に装飾的な理事会と、公共の信用維持を主たる職能とした頭取」とに対し⁽⁷⁾、彼らは当時としては唯一のフルタイムの専門職たる出納長の座に自己の腹心を送り込み、遠隔操作の形でしばしば私的利用のための我意を押しつけたのである。東部の大都市の諸銀行が、より高度な専門的機構への組織化を進めつつあった時期の、一族による長い旧守的支配が、これら地方銀行の正常な発展を阻害したであろうことは論を待たない。第1の罪としてよいであろう。第2に彼らは、その営業面でもあ

まり香しからぬ遣り口を見せて終っている。すでに記した如く傘下の諸銀行は、湖岸地帯の地価の騰起や商取引の拡大を願う州当局の意向等に乗じて、各地に乱雑な紙幣をばら撒き、連邦政府の度重なる警告を無視して、不健全な基礎によるローンの拡大を続けたのであった。ドゥワイト支配下の諸銀行を、直ちに「ワイルド・キャット」と決めつけることは出来ないにしても、これら進出資本家達の不注意な貪欲さが、来るべき不況を誘発して自らの業務を荒廃させ、ひいては銀行業やそのクレジット・システム自体への、社会的信用を失墜せしめた罪はまぬがれることが出来ない。そして第3として挙げるべきは、やはり直接地域社会に与えられた、経済上の損害の大きさであろう。一族は経営不振に陥るや、元々彼らの責任でその悪質銀行券の所有者に痛手を与えておきたがら、地元の負債者に対しては容赦なく取り立てを強化している。その上銀行自体に対しても、無理な現金配当を強要してその乏しい貯えを奪い、自家の利を損うことなく、企業を倒産に追い詰める役割を果したのであった。西部社会に彼らの残したマイナス面の爪跡はまことに深いと云うべきであろう。

しかしながら、彼ら自身の意図の如何にかかわらず、そのプラス面での影響もまた、正当に評価されなければならない。その意味でまず強調さるべきは、資本面での西部開発への貢献である。地域開拓に行き惱んでいた湖岸地帯に、早々と有効な銀行施設を準備したこと、それを通して当時としては破格と思えるほどの資本を供与し、結果として土地の開発、湖岸・運河貿易の発展などを助長したこと——これらはまぎれもない彼らの功績であった。さらに東部の名門としての一族の進出は、単に経済面のみならず、政治面でも新興の地方企業家層を刺激し、彼らに新たな活力を吹き込んだのである。ことに銀行闘争中の中央との関係の深まりは、西部フチ・ブルジョワ層の、以後の政治的地位を高める契機ともなったと見てよいであろう。また、一族の銀行経営は、地域のリーダーとして後々重要な役割を果した幾多の新興企業家を育て、彼らに必要な訓練の場を提供したという点でも注目されるべきである。例えばすでに幾度か名の出た商業銀行のT・P・ハンディなど、まずその典型と云ってよいであろう。彼が元来ドゥワイト一族の利益代表として、ヘンリーによって送り込まれた存在にすぎなかつたことは既述の通りである。しかし、旧守的な地方銀行唯一の専門職たる出納長の仕事が彼を鍛え上げ、やがてその幅広い潜在能力を引出していくものと見られている。早くより地域社会の利害に自己を同化させつつあった彼は、例の不況の間、州内諸銀行間の相互扶助的共同政策促進のイニシアティヴをとり、'42年、ドゥワイト家の業界からの撤退後は、州金融界枢要の人物にのし上がつたのであった⁽⁸⁾。

これらの成果の多くは、必ずしもドゥワイト家自身が意図したものではなかった。それでもなお、この時期における彼らの西部銀行業への進出が、行き詰っていた西部社会に活気を注入し、あの'40年代の膨張の条件を準備する一助となつたとする見方を、否定するわけにはゆかない。より広い視角からすれば、彼らは結局、H・クレイ流の「アメリカン・システム」実現の忠実な協力者だったのであり、産業主義台頭期のアメリカ資本主義が必要とした、西部における尖兵としての役割を担う存在であったと見られるべきであろう。

- (1) Walter B. Smith, Economic Aspects of the Second Bank of the United States 1953. p. 153.
- (2) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Pet Banks. p. 204.
ミシガン銀行の頭取と出納長は終始堅固なホイッグであり、オハイオの両行の理事もまた、商業銀行の10/13人、クリーヴランド銀行の9/10人がホイッグであった。
- (3) Andrew Jackson, Letter to Moses Dawson, Dec. 17, 1837. Ohio Statesman, Jan. 4, 1838. (Ibid., p. 213.)
「合衆国銀行の代役として、州法銀行において私の信頼は充分な根拠があったのだろうか?…各銀行の理事達はいつでも自行の負債と資産を心得ていた。…彼らは財務省から通貨の超過発行について、繰返し厳しく警告されていた。…(それにもかかわらず)全ての義務に公然と違反し、全く平穏な時期に正貨支払いを中止して数百万ドルの財務省資金を盗みとり、財務省は破産したとわめき立てたのである。」
- (4) ドゥワイトは投資家達に約束手形での払い込みを認め、インフレ的な不動産価格を基礎としてローンを拡大し、州債券や他の銀行券で投資された株取引を行うといった冒険をあえて実施していた。
- (5) Bray Hammond, Op. Cit., p. 328.
「伝統的なビジネスの保守的枠組を持ちこたえることが出来なかつた存在として、それゆえに彼らはジャクソンアンとして分類されるべきであろうか?」
- (6) G.Bancroft, Oration at Springfield, Mass., July 4. 1836. (M.A.DeWolfe Howe, ed., Life and Letters of G.Bancroft. 1908. Vol.1, p. 216.)
- (7) Fritz Redlich, American Financial Institutions : Bank Administration, 1780—1914. (Journal of Economic History, XII, Dec, 1952. p. 441.)
- (8) H.N.Scheiber, Op. Cit., The Commercial Bank. p. 65.

以上。